

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                  2 項目別評価                  (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b>                  (法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)                  「○引き続き、他の障害者教育機関との人事交流を図る」(実績報告書10頁・年度計画【13】)については、他の障害者教育機関からの教員採用は行われているものの、人事交流は行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【評定】 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている</b>                      (理由) 年度計画の記載19事項目中18事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、さらに、経営協議会による適切な審議が行われていないこと等を総合的に勘案したことによる。</p> </div> <p><b>【申立内容】</b>                  課題を削除するとともに、評定を修正願いたい。</p> <p><b>【理由】</b>                  1 本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、障害補償システムや教育方法の開発・研究などを推進し、聴覚・視覚障害者を受入れている他大学等に対して普及・支援するという役割がある。                  そのため、本学の特殊性を踏まえ、障害者教育研究や障害者支援等実績のある障害者教育機関や障害者関連団体等からの採用</p>	<p><b>【対応】</b>                  原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>                  教員の採用のみでは、教員の流動性向上に関する具体的方策としての人事交流とは認められないため。</p>

を含めて人事交流と位置付け、さまざまな経験や実績のある者の採用を行い、教員の流動化を図っている。

2 原文では「他の障害者教育機関からの教員採用は行われているものの、人事交流は行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」とあるが、平成 19 年度計画において「他の障害者教育機関等との人事交流を図る」との計画を立て、実施状況としては「設置審の学年進行中で教員人事が固定されているため、他の障害者教育機関等との人事交流の機会は少ないが、任期付教員採用制度を活用して、特任教授（1名）、特任助教（4名）、特任助手（3名）及び特任研究員（2名）を採用した。また、教員選考に当たっては、公募を2件行った。」と業務の実績に関して報告しているところである。その際の評価結果については、「年度計画を十分に実施している」と評価されている。

一方、平成 20 年度計画については、「引き続き、他の障害者教育機関等との人事交流を図る」と平成 19 年度計画と同様の計画を立て、「・教員の流動性を高めるため、特別支援学校（盲学校）から教員1名を採用した。・任期付き年俸制教員制度を活用して、特任助教（1名）、特任助手（1名）及び特任研究員（2名）を採用した。なお、教員選考に当たっては、公募を7件行った。」と、平成 19 年度計画に引き続き同様の実績を積んでいる。

したがいまして、平成 20 年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）における課題「『○引き続き、他の障害者教育機関との人事交流を図る』（実績報告書 10 頁・年度計画【13】）については、他の障害者教育機関からの教員採用は行われているものの、人事交流は行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」については削除するとともに、評定を修正願いたい。